



峠のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

《 恭賀新年 》

昨年秋から世界各地で発生した金融・経済の火の手に対し、各国政府もあの手この手で消火活動を続けていますが、沈静化するどころか景気後退の勢いが増大するとの観測が強まっています。この大火を見事消すことができる秘策はあるのでしょうか。

食物連鎖の最高位に君臨するのは人類ですが、農業革命、産業革命、IT革命などを経て、他の種では成し得ない社会・文明を地球上に築いてきました。しかし、その歴史は必ずしも平坦ではなく過ちと犠牲の連続です。

このたびの世界同時金融危機は、バーチャルな虚像に踊らされた投機マネーが偏在し、その実像の一部が明らかになると瞬く間に資金シフトが起こったことにより、もたらされたものです。

金融システムの崩壊で、世界規模での経済収縮が始まり、貸し渋り、企業倒産、雇用喪失、消費マインドの落ち込みとなり、負の連鎖反応が起こっています。グローバル資本主義と産業構造は揺らいでおり、大きな転換時期を迎えているのではないかと考えられます。過剰消費という欲望か

ら解き放たれて、地球上の限られた資源（エネルギー・食糧・水・空気）をどう共有すべきなのか。かけがえのない環境を破壊することなく種が存続するためには、新たな秩序の誕生、価値革命のようなものが必要なのかもしれません。

今年のキーパーソンは、今年20日に米大統領



千葉県本埜村「白鳥の郷」にて

に就任するバラク・オバマ上院議員です。1兆ドルの財政赤字によるドル暴落を防ぎながら、彼の行動力と先見性で公約通り変革を実行し、米国発経済復興で新しい時代を切り拓いてほしいと願っています。

暗い話題が多い中、スポーツ界は期待できそうです。テニスの錦織圭、ゴルフの石川遼、フィギュアスケートの浅田真央やもちろんメジャーリーグのイチロー、松坂、松井、上原など、今年も私たちを元気付けてくれることを願っています。

当事務所もこの一年を変革の年と位置付けるとともに、皆様に元気をお届けできるよう精一杯頑張りたいと思います。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

(根本 東樹)

ヒルトップ税理士法人

税制改正大綱

平成21年度の税制改正大綱が昨年12月中旬に発表されました。住宅・省エネ・投資を中心とした中小企業関係及び建築業界を下支えする内容が盛り込まれております。検討事項であった相続税の抜本的な改正は見送られ、消費税の税率引上げについては3年後を目途にと中期プログラムとして明記されました。

中小企業関係

◎中小企業に対する軽減税率の時的引下げ【平成21年4月決算から】

中小法人等（注）の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引き下げられます。

★ポイント

法人税の負担が最大で320,000円（800万円×4%）減少します。

◎中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活【平成21年2月決算から】

中小法人等（注）の平成21年2月1日以後終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できることとなります。

★ポイント

前期決算が黒字の場合で、平成21年2月1日以後に終了する決算で欠損金が生じたときは、その欠損金に対応する法人税の還付を受けられます。一定の場合を除き平成4年より停止中だったものが、中小企業に限り復活します。

（注）中小法人等とは、資本金の額が1億円以下の法人などです。



住宅・土地税制

（1）住宅税制

◎住宅ローン減税の適用期限延長【平成25年12月31日居住分まで】

住宅ローン減税の適用期限を5年間延長し、最大控除可能額が500万円（長期優良住宅（いわゆる200年住宅）の場合には600万円）に上げられます。過去最大級の住宅ローン減税です。

＜長期優良住宅以外の控除額＞

居住年	期間	住宅借入金残高	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%

＜長期優良住宅の控除額＞

居住年	期間	住宅借入金残高	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

★ポイント

所得税から控除しきれない控除額は住民税から控除（最大97,500円）されます。

◎自己資金での住宅新築・改修等の税額控除制度の創設

自己資金で長期優良住宅（いわゆる 200 年住宅）の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度が創設されます。

★ポイント

例えば、太陽光発電装置（ソーラーシステム）を屋根の上に設置する場合、工事費用の 10%相当額（最大 30 万円）が所得税から控除できます。

（2）土地税制

◎長期保有土地の譲渡益の特別控除制度の創設【平成 21 年・22 年取得分のみ】

平成 21 年、22 年に取得する土地を 5 年超所有して譲渡する際の譲渡益について 1,000 万円の特別控除制度が創設されます。個人、法人のどちらも適用できます。

◎他の土地の譲渡益の繰り延べ制度の創設【平成 21 年・22 年先行取得事業者のみ】

事業者が平成 21 年、22 年に土地を先行取得して、その後 10 年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする制度が創設されます。

相続税制

◎非上場株式等の生前贈与の贈与税納税猶予制度の導入

中小企業の事業承継を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度が導入されます。また、当該株式等を生前に贈与した場合にも贈与税の納税猶予制度が導入されます。

★ポイント

以前のふくろう通信でもご紹介しておりました事業承継税制がいよいよ始まります。相続だけでなく、生前贈与による事業承継を促進する観点から、贈与税の納税猶予があわせて創設されます。

金融・証券税制

◎上場株式等の軽減税率の延長【平成 23 年 12 月 31 日まで】

上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の 10%（所得税 7%、住民税 3%）の軽減税率が 3 年間延長されます。

★ポイント

貯蓄から投資への流れをより進めるのが狙いです。

さらに、平成 24 年以降には一定限度を設け上場株式等の配当及び譲渡益を非課税とする制度の創設が予定されています。



※上記内容は、平成 20 年 12 月 19 日財務省「平成 21 年度税制改正の大綱」に基づくものであり、今後の国会審議等の状況により変更される可能性もございますので、あらかじめご了承下さい。

（さとう）

定額給付金で何が買えるか検討してみました！

定額給付金といえば、麻生内閣の経済対策の目玉として、盛んに取り上げられています。が、給付の仕方や時期等はまだはっきりしていない状況です。

経済効果については疑問視されていますが、それでも実際にもらえるとなったら、やっぱりうれしいですね。

今回は、40代の夫婦と中学生1人・小学生1人の4人家族を例に取って、家族の支給合計で何が買えるかを検討してみたいと思います。

まず、この場合の家族の支給合計は、

$$12,000 \times 4名 + 8,000 \times 2名(65歳以上及び18歳以下の場合の加算) = 64,000円 となります。$$

ではこの64,000円で、この家族はどんなものが買えるでしょう！？

 <p>ノートパソコン モバイルタイプが買えるかも？</p>	 <p>液晶テレビ 32型も夢ではない！？</p>	 <p>ブルーレイレコーダー 最安値機種だとギリギリ買えそう</p>
 <p>掃除機 ダイソンの掃除機がこれくらいです</p>	 <p>電動自転車 格安タイプでも6万円以上のお得です</p>	 <p>冷蔵庫 300リットル(3ドア)クラスも買えそう</p>
 <p>国内旅行 東京⇄伊豆1泊。温泉でまったり</p>	 <p>スキー旅行 夜行バス利用で1泊3日が楽しめそう</p>	 <p>ホテルミラコスタ 年末でも、3人部屋で何とか泊まれそう</p>

若干、偏った例になってしまったかと思いましたが、なんとなくイメージをつかんで頂けたでしょうか。

この金額を安いと見るか高いと見るかは意見の分かれるところだと思います。しかし、今回のケースのような家族ならともかく、独身の私としては、給付金をもらっても決まった目的に使うことなく、気づいたら無くなっているというパターンが脳裏をよぎって離れません…。(ながせ)

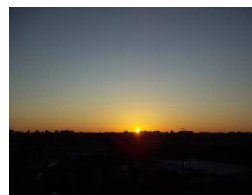
2009年お正月の風景（その1）



熊野神社から都庁を望む



明治神宮



初日の出@松戸

â þ / ™ ó . o / â ‹

ø ¥ - s ‹ ± ¬ ... â ‹ ø

ú â Ð ù é "ÿ ‹ 1 \$ç ÿ í *?%| 2 - \$ç ã ¿ Á\$ç 2,, ĩ =#nâ Ô Æë
ò i 1úæë "ÿ ‹ 1\$ç ã ¿ Á\$ç 2,, Ç ½ ù Ô • 1ú] é N9 ^ ÿ ĩ 6Zé ‹
1 (* æ » Ò á " 9Ý1 ° Ú 9Ý9ÜÜ^ : * 9Þ9ÜÜ^ ý ü Ô ã ¿ Á ý é â Ô •
‹ 1 \$ç ê " Ô4Ü1ú Ò ò i é 7o 7 ü ã ã ý æ " - ð 6 é D] Ñ } %w
æ Ð Ô /œª æ 2 á Ú ü æ .3 Ð ù Ò Ú •



5R "õ 2 • Ò æ ê "ÿ í *?%| 2 - \$ç ã ¿ Á\$ç 2,, Ç ½ ù Ô • ð 9Ý-
9Ýã ú ÷ æ Á ¿ á 2 • Ò æ í *? ý ° " ; 6C 2 %| é ... ð 2 - Ò " Ñ Ñ \$?
é á ¿ (* æ » Ò á " í *?%| é %5Ý í 9Ý Ç T o ; ^ ° Ú 9á 9æ Ü^ ý
ü Ô ã ¿ Á ý é â Ô • 2 • Ò á ê ") D | ! c ° ý % þ æ ™ é) ÿ Ð Æ " ç
4 ¿ á í *?%| Ç j .3 Ð Ú Ú ü " ! ç t 4 P 1 j É .3 ĩ ú £ ! " Ò é £ ! "

Ó 1 • ÿ - 4 • ê Ò ĩ 0ž " ‡ F 0ž é ‹ » %| Ç - Ð ã á ù Ò Ú • í *?%| 2
- \$ç ê " í æ Ð Ô /œª ½ æ v Ò á ý Á Ú ü æ .3 Ð ù Ò Ú •

Í é Á æ þ Ç) D & Õ ê " þ Ç \$ç : æ o ü á ¿ Ñ Ñ \$ç ý Ò o / - \$ç) D G 0ž ç
\$ç á ä é ö Æ " þ Ç \$ç : æ o ü á ¿ á ¿ \$ç 2,, æ æ 9 Ô K ") ? ä é - / n + ç
ç Ú ß æ 9 Õ .3 Ô Í ã ç á È ù Ô • Í ÿ : o \$ç ã ¿ ¿ ù Ô • ‹ 1 \$ç ý í *? %|
2 - \$ç ê " ò i 1ú ý 2 • Ò Ç [) D æ o ü Ú : o \$ç á á ù Ô •

ù Ú " 8 í = | " õ á ê " ! Ç) D | 10 ¥ é ð - | é ! c ° ; K Ô Ú ü Ý | \$ç é .
Ž ü Á á Ô • ð - | á ê " "" 1 • æ ½ * ; _ 9 Ô ã Æ 2 9 Ô é Ò é Ý ' æ 4 F & , 9 ß
ç ^ é /œª Ç - Ð ã á þ á ¿ ù Ô Ç " Í é /œª "" t æ v Ò á ý Á Á ã ¿ Á ý é
â Ô •

: o \$ç ã ! ã á " þ Ç) D & Õ Ç 1 b ñ Ž ! Æ Ô ô È \$ç , 9 Ô j 0 \$ç , 9 Ô / á Ñ \$ç , æ
- \$ç Ô Í ã 9 Ô 6 Ö 9 Ô ÿ / á 1 Š . - \$ç ã ¿ ¿ ù Ô •

' 9 Þ Ü 9 Ý Þ - 9 Ý Þ ã æ \$ 9 9 1 " õ ® • Ò é Ò / 3 Ä 3 / æ á ÿ ® • ú ä \$ç é æ
z Ç ' % Ò ù Ò Ú Ç " Í Ç / á 1 Š - \$ç á Ô • ' 9 Þ Ý 2 Æ X q ê 5 õ 9 á 9 Ü Ü ^ " : q
é 4 F %| é 5 õ é 9 á 9 Ñ 9 á 9 æ Ü Ü ^ : * 9 Þ ã ^ Ç Ñ Ñ \$ç æ 6 Ö Ð ù Ô • 4 F 9 Þ á
^ é \$ç ü Ç - x 1 ù á Á " " ç & í %| á & ý , Ç Í 5 æ á þ Ú , þ é / ¿ ý , P : æ
2 á Í ã æ á ù Ô 9 Ô Ú Ú Ò " ° È 9 Þ 4 F ê Ñ " É é á ¿ 9 Ô %| é ú & Š f é 9 Ô : q
4 ° È ù Ô 9 Ô

þ Ç) D & Õ ê - Ð á } %w s É Ô /œª æ 2 á Ú ü æ [) D . - \$ç - ¿ " \$ç 2,, ý ü Ò
á ¿ Á á Ô Ç " ý ü Ò Ú \$ç 2,, é ° È é " á " > é 1 b æ 1 j ¾ æ Æ Æ " ¾ æ ö þ á ý ¿ Ú
¿ ý é â Ô •



9 Ô ù ý ù 9 Ô